

県発注工事における建設業者の社会保険加入対策について

1 これまでの主な対応

- H26.8 入札参加資格審査において、社会保険未加入者の申請を受け付けないこととした。
(H27-28 資格審査より適用)
- H27.4 一次下請を、原則として社会保険加入者に限ることとした。(福島県元請・下請関係適正化指導要綱 (以下「元下要綱」))
- H28.4 下請契約及びその見積りに際し、法定福利費の明示を義務付けた。(元下要綱)
- H29.5 全ての下請を、原則として社会保険加入者に限ることとした。(元下要綱)

2 平成30年4月からの対応

(1) 福島県工事請負契約約款 (以下「県約款」)・工事請負契約書の改正

国の契約書や中央建設業審議会 (以下「中建審」) の「公共工事標準請負契約約款」の改正を受けて、本県においても県約款等を改正する。

○主な改正点 (社会保険加入対策関係)

- ア 下請負人は、原則として社会保険加入者に限ることとする。
- イ 契約時 (変更時含む) に、法定福利費の額 (下請分も含む) を明示した「請負代金内訳書」の提出を義務付ける。(軽微な工事を除く)

(2) 元下要綱の改正

「建設工事標準下請契約約款」(中建審) や「民間 (旧四会) 連合工事請負契約約款」が改正され、下請契約においても、法定福利費の額を明示した請負代金内訳書の提出が一般化された。

このことを受けて、施工体制台帳 (※) に各下請ごとの契約金額と、うち法定福利費の額を記載するよう義務付けることとし、更なる意識付けの強化を図る。

※施工体制台帳…元請及び全ての下請の建設業許可、主任技術者や社会保険加入状況等をまとめた書類。元請が作成し、工事現場に備え置かねばならない。

3 規定の改正、周知

- ・今月中に県約款、元下要綱等を改正し、4月より施行する。
- ・別添チラシにより、ホームページ等で周知する。